

専決処分関係資料（損害賠償の額を定めること及び和解のこと）

- 1 事故発生日時 令和4年10月17日（月）午前11時30分頃
- 2 事故発生場所 加古川市志方町志方町1510番1
- 3 損害賠償の相手方 加古川市志方町志方町1510番地の1  
下ノ町町内会  
代表者 櫻井隆史
- 4 事故の概要 走行中の市公用車が、相手方の公会堂の庇に接触し、庇の一部を損傷した。
- 5 損害の程度 相手方 物的損害 庇
- 6 過失割合等 市：100 相手方：0  
専決日：令和4年12月28日 示談成立日：同年12月28日
- 7 損害賠償の額 99,000円
- 8 予算措置等 当該事故に関する損害賠償金99,000円については、本市と公益社団法人全国市有物件災害共済会との共済委託契約に基づき、同会より相手方に支払われる。